

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年1月9日

北九州市都市戦略局建築指導課

### 1 当該公募の趣旨

本業務については、①建築物等が建築基準法に基づき適正に維持管理されているかを客観的に公平・公正な立場で審査を行う者であること、②市内の建築物等に関するデータを蓄積し、各年度の報告対象物件の把握や通知文の送付等に関するシステムが整備されており、迅速な業務執行が必要であることから、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者の随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

令和8年度特定建築物等定期報告業務委託

#### (2) 業務内容

建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告に係る下記業務

- ・定期報告対象物件所有者等への通知文等の送付
- ・定期報告に関する相談、受付・審査
- ・台帳作成、資料整理

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### (2) 基本的要件以外の要件

- ア 建築基準法第77条の18に基づく指定確認検査機関であること。
- イ 北九州市内に相談・受付業務を行う窓口を常設することが可能であること。
- ウ 報告対象物件所有者等の個人情報や報告内容等の保護が確保できること。

### 4 手続き等

#### (1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号  
担当課名 北九州市都市戦略局指導部建築指導課（担当：石丸、福島）  
電話番号 093-582-2531 FAX番号 093-561-7525

#### (2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

##### ア 交付期間

令和8年1月9日から令和8年1月23日まで（閉庁日を除く。）の毎日、9時00分から16時00分まで

##### イ 交付場所

（1）に同じ。

##### ウ 交付方法

交付場所において配布します。

##### エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

#### (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

##### ア 提出期間

令和8年1月12日から令和8年1月23日まで（閉庁日を除く。）の毎日、9時00分から16時00分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。  
イ 詳細は説明書による。